

令和8年7月10日

市民税・府民税・森林環境税の二重徴収について

納付書を送付した納税義務者5名に対して、誤って口座振替を行う事案が発生しましたので、その概要と対応状況についてお知らせします。今後、再発防止に努めてまいります。

【事案の概要】

確定申告等により、過年度の市民税・府民税・森林環境税の税額が変更となった納税義務者に対し、令和8年5月下旬に税額変更通知書及び納付書を送付していましたが、一部の納税義務者について、6月30日付けで誤って口座振替が行われていたことが、当該納税義務者からの指摘により判明しました。

【発覚の経緯】

令和8年6月30日に納税義務者から、「市民税・府民税・森林環境税を納付書で既に納めたが、同額が金融機関の口座から引き落とされている。」との連絡があり、二重徴収していることが発覚しました。

【誤振替の内容】

誤振替の件数等：5名 8件 総額145,600円
(うち、納付書で納付済み：4名 7件 総額139,600円)

【対応状況】

7月7日までに、誤って口座振替を行った納税義務者5名に状況を説明し、謝罪しました。二重徴収となった4名については、速やかに還付します。

【二重徴収の原因】

過年度の課税内容の変更時には、税額変更通知書と納付書を送付し、二重徴収とならないよう口座振替データを抽出後にデータを削除する必要がありましたが、データが抽出されないと担当者が誤認し、抽出データの削除を怠ったものです。

【再発防止策】

納付書を送付した方で口座振替の申込がある方の口座振替データの確認について、複数名で確認することを徹底します。